

平成24年度 京都市環境影響評価審査会技術指針部会

【 摘 録 】

日 時：平成25年2月18日 14：00～16：05

場 所：京都朝日ビル4階 会議室

出席者

委 員：池田有光委員，板倉豊委員，岩嶋樹也委員，笠原三紀夫委員（部会長）

高橋さち子委員，深町加津枝委員，増田啓子委員，松井利仁委員

議 題：①技術指針の改定について

②その他

- 議 事
- 1 開会
  - 2 議事 以下のとおり
  - 3 その他の報告（資料4）
  - 4 閉会

－ 摘 録 －

事 務 局 京都市環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例が可決・公布されたことから，条例の改正に合わせて，技術指針の見直しについて，いよいよ具体的な検討段階に入った。委員のみなさまには，活発な議論をお願いしたい。それでは，議事を進行を笠原部会長に願います。

部 会 長 それでは，議事に移る。  
「(1) 技術指針の改定について」ご審議いただく前に，今回の条例改正の概要及び，今回の改正で新たに条例に盛り込まれた「計画段階環境配慮手続」における予測手法等について，事務局から説明をお願いします。

事 務 局 <資料1を用いて，条例改正の内容を説明>  
<資料2を用いて，計画段階環境配慮手続の予測手法等について説明>

部 会 長 ただいまの事務局からの説明について，質問等はあるか。

委 員 複数案は，施設の立地案と考えていたが，配置・構造案でも良いのか。

事 務 局 事業の事情に応じて変わってくるものの，原則は立地に関する複数案の設定が望ましいが，配置・構造に関する複数案でも可としている。

委 員 配置・構造に関する複数案も認めることで，事業者が複数の配置等個別の事情に合わせて環境配慮を検討できると思う。

委 員 既に煮詰まった事業であれば，配置・構造に関する複数案でも致し方がないと思うが，本来は立地に関する複数案を求めるべき。

- 委員 事業者がどのような複数案を立案するのかは、事業者の裁量の余地が大きいに感じる。採算性を無視した極端な案が立案されている場合に、実行可能な案に修正すべき、といった指摘は可能なのか。
- 委員 事業者には、本命の1案があつて、当て馬的に他の案を立案することが懸念される。
- 事務局 複数案の設定が極端である場合等、明らかに疑義が生じる内容であれば、審査会において指摘を頂きたいと考えている。指摘事項は市長意見として事業者に述べ、それを反映した配慮書を作成頂く。仮に事業者が市長意見を配慮書に反映しない場合は、方法書の審査に入れたいと考えている。
- 委員 リプレースの際の、取り壊しは対象となるのか。
- 事務局 取り壊しも、計画段階環境配慮の対象である。
- 委員 解体と建設の事業者が異なる場合もある。この場合も技術指針に明記するのか。
- 事務局 ご指摘のようなケースでは、解体事業だけでは条例の対象外であり、解体事業を実施する者に環境影響評価を強制することはできない。事業全体のなかで、実施するよう指導を行っていく。
- 委員 事業者が選択した重大な影響のある環境要素について、審査会でその妥当性を検証するのか。
- 事務局 審査会の審査対象である。客観的に重大な影響があると思われる環境要素が抜ける等、配慮書案で不適切な部分があれば、市長意見として指摘し、配慮書で訂正させることになる。
- 委員 建屋の形状に関する複数案のほか、化学プラントやごみ処理施設などでは、処理方式の違いについても複数案の対象となるのか。
- 事務局 事業者が複数案をどう設定するかによるが、処理方式の違いを複数案の対象としても良い。
- 委員 環境負荷の低減とコストとは、トレードオフの関係にある。審査会で徹底的に環境負荷の低減を求めると、事業者には経済的な負担が大きくなり過ぎることが想定されるが、どの程度の指摘を審査会ですれば良いのか。
- 事務局 後程、説明するが、ベスト追求型の環境影響評価を求めることとしたい。基準を順守しているのは当然のことであるが、さらに事業規模、内容に応じて実行可能な範囲内で事業者が十分な環境配慮をしているか等を中心に判断頂きたい。
- 委員 生物環境の保全のため、「市長が別に定める地域」とは、どこを指定する予定なのか。
- 事務局 現在、具体案はない。今後、情報収集により地域指定を検討し、設定する場合は、審査会にお諮りする。
- 委員 風力発電7,500kW ちょうどの事業は、法対象事業か。
- 事務局 法対象事業である。7,500kW 未満の規模が条例対象事業となる。
- 委員 地域の指定は、先に指定しておくのか。それとも事業が立案されてから、指定するのか。
- 事務局 先に指定する。

- 委員 レッドデータブックなどの既存情報だけでは、不十分ではないか。
- 事務局 指定に当たって、ご指摘も踏まえて検討していきたい。
- 委員 あらかじめ指定すると、その場所に貴重種等が存在していることを暗に示すことになるのでは。
- 事務局 そのとおり。地域指定と情報開示は慎重に行う必要があると認識している。
- 部会長 それでは、引き続き事務局より資料3の説明をお願いします。
- 事務局 <資料3を用いて、技術指針の改正の論点を説明>
- 部会長 ただいまの事務局からの技術指針案について、ご意見等はあるか。
- 委員 重大な環境要素を選定する際、具体的な数は。
- 事務局 事業の特性に応じて、選定されるので、具体的な値は想定していない。
- 委員 国の基本的事項の判定基準では、対象となる地域が、環境影響を受けやすい地域又は「学校、病院、住居専用地域」が存在する場合と記載されているが、住居専用地域以外にも住居は存在することから、住居専用地域を住居に変更して頂きたい。
- 委員 例えば、工業専用地域では、日照権を認めていないが、工業専用地域にも人は住んでいる。先ほどのご意見に賛成である。
- 事務局 現在の技術指針では、そのような記載はないので、検討させて頂く。
- 委員 条例改正の検討経過で、評価方法等について、住民への説明を前面に打ち出したことから、配慮書や事業アセスメント段階で、市民に分かり易い表記をするよう事業者にも促すことも必要では。
- ベスト追求型については、配慮書段階でも必要である。
- 事務局 そのように記載する。
- 委員 現在の技術指針のなかで、「予測地点」と出てくるが、過去においては予測手法の限界でピンポイントでの予測しかできなかったことによると思うが、現在は地域全体で予測することができるようになったので、「予測地点」の表記は見直すべきでは。
- 委員 簡便な予測を用いる場合等、評価方法の一つとして、地域を代表する地点として考えることもあるのではないか。代表するような地点が無い場合には、地域全体としての考え方も必要かと思う。
- 委員 大気汚染では、最も影響の大きい場所として、地点で捉えることが多い。
- 委員 一番影響が大きい場所という観点では、地点が良いが、影響は低いが暴露人口が大きい場合などは、地域で捉えることも必要になるのではないかと思う。
- 委員 面的な捉え方、点での捉え方両方必要ではないか。
- 委員 自由度を持たせ、予測の方法については状況に応じて適したものを選択することが重要

である。

- 委員 住民に対する影響を可能な限り正確に予測するよう、ベスト追求の部分で、その内容を  
読み取れるように書いて頂ければ良い。
- 部会長 計画段階環境配慮は審査側からすると一種の矛盾があつて、計画段階では位置や規模ま  
で確定してしまっているのはおかしく、従来の事業アセスメント段階でのしっかりした  
定量的な評価はなかなか難しい。どの地点で何ppmになるかといった内容は、準備書  
以降の内容となる。
- 委員 計画段階で、定量的な評価を行うのであれば、例えば道路事業において、沿線の住居の  
数を定量で比較することは可能である。
- 委員 あるいは交通量の比較も考えられる。
- 事務局 技術指針は文言だけになるので、どれだけ委員のご指摘内容を読み取れるように表記す  
るか工夫が必要になるが、今後、技術指針とは別に本市ウェブサイト等で例示を示す等  
の方法を検討する必要があるかもしれない。
- 委員 環境要素について、水循環の視点も取り入れてほしい。
- 事務局 水循環については、水環境、土壌環境、自然環境の体系的保全、いずれにも関係してく  
るので、事業の特性に応じて、これらの環境要素の予測・評価の一つとして、水循環の  
要素を事業者が図書に反映することになる。
- 委員 ゼロオプションは、複数案の一つに含めるのか。
- 事務局 そのとおり。
- 委員 単一案の場合は、厳しい予測・評価を求めることとなり、事業者はそれを避けるため、  
ゼロオプションともう一つの案で複数案としてしまわないか懸念される。
- 事務局 事業者は、ゼロオプションとの比較評価も勇気がいる。事業を実施したほうが、事業を  
実施しない場合よりトータルで環境への影響が低くなることに十分な説明責任が求め  
られることなどから、安易にゼロオプションを複数案に含めないだろうと想定してい  
る。  
何らかの形で複数案を提案いただきたいというのが、事務局の基本的な考え方である。
- 委員 環境省は100Hz以下を低周波と定義しているが、国際的には定義されていない。いわゆる  
低周波音を含めるのであれば、周波数特性で判断するという考え方が望ましい。騒音  
レベルと記載すると周波数特性でなくなるため、別表2は変更が必要である。
- 事務局 現在、別表1、別表2については、全て削除を検討している。
- 委員 削除してしまうと、事業者は例示がなくなるので、困るのではないか。
- 委員 廃止してしまうと、過去の別表が参照されてしまう。改定に留め、最新の項目も含むこ  
とが読み取れるような表記を検討されるのが良いのでは。
- 部会長 PM2.5のように時代の要請に合わせる必要があるが、技術指針は、当審査会  
に諮問しないと改定ができないことから、懸念の事業が進行中の場合に、別表1に挙げ  
ていない未規制物質等を対象とするよう事業者に指導できないことも想定される。いず  
れにしても何らかの方向性を示す必要があるように思う。

事務局 新たな予測手法や新たに必要となった調査項目等は、例示として、別途本市ウェブサイトに掲載することで、最新の情報を事業者に伝えられるような手法を検討したい。

委員 4頁では、「里地里山」と「河畔林等」を「又は」でつないでいるが、人が関与することで保全される里地里山と、自然の要素が強い河畔林等は分けて表記すべき。

また、生態系のなかで、河川も重要な要素であるので、河川を追加すべき。

生態系では、生き物がまとまって存在することも大事であるが、行ったり来たりする回廊、つながりの考え方も大事であるので、追加して頂きたい。

事務局 追加する。

委員 別表1、2の内容については、国の内容に京都市独自部分を加えるのはいかがか。

部長 事務局の考えは。

事務局 国の動きを待って、別表1、2を定めると、4月1日時点で別表部分を示すことができなくなる。修正した別表も併せて答申頂き、条例の施行に合わせて告示し、新たな国の動き等については、本市ウェブサイトの情報提供するような形で対応したいと考えている。

部長 他に意見等がないようなので、本日の審議は終了する。部会案のとりまとめについては、私に一任頂けるか。

各委員 (一同了承)

部長 それでは、部会案をとりまとめのうえ、次回3月の審査会本会にて報告する。

部長 最後に、資料4について事務局より報告をお願いします。

事務局 <資料4を用いて、審査会要領の見直しの考え方を説明>

部長 資料4の説明を含め、全体を通して質問、意見はあるか。

委員 条例施行細則の改定は、行っているのか。

事務局 現在、事務手続中である。環境審議会の答申に基づき条文化を行っており、新たに付け加えたものはない。

委員 貴重種情報に関し、審査会を非公開にする場合、最終的な答申を作成する審査会は公開か。

事務局 その審査会で貴重種情報を扱う予定である場合は、非公開となる。若しくは、貴重種情報を扱う時間帯のみ非公開に切り替えることも考えられる。審査会が公開しても差し支えないと判断すれば公開が原則であるが、必要な場合は非公開とすることができると考えている。

部長 他に意見がなければ、本日の審議は終了する。

16:05 終了